

令和5年10月25日

朝日町長 笹原靖直 殿

朝日町特別職報酬等審議会

会長 水島一友



特別職報酬等の額について（答申）

令和5年9月25日付朝総政第209号で諮問のあった特別職報酬等の額について、慎重かつ十分に協議を行い、審議した結果、以下のとおり答申します。

記

1. 特別職報酬等の額について

（1）町長、副町長及び教育長の給料

|       | 現行額       | 答申額       |      |
|-------|-----------|-----------|------|
| 町 長   | 810,000 円 | 810,000 円 | 据え置き |
| 副 町 長 | 670,000 円 | 670,000 円 | 据え置き |
| 教 育 長 | 603,000 円 | 603,000 円 | 据え置き |

（2）議会議員の報酬

|       | 現行額       | 答申額       |           |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 議 長   | 354,000 円 | 360,000 円 | 6,000 円増額 |
| 副 議 長 | 306,000 円 | 310,000 円 | 4,000 円増額 |
| 議 員   | 288,000 円 | 290,000 円 | 2,000 円増額 |

2. 意 見

（1）町長、副町長及び教育長の給料

町長、副町長及び教育長の給料については、現行額に据え置くことが妥当と判断しました。

## (2) 議会議員の報酬

昨今の物価高騰や議員のなり手不足、社会の変化によって議員活動が多様化していることを考慮すると、人材を確保し、議員活動を保障するためには、議長・副議長・議員の報酬について、県内他町（上市町・立山町）と同等の額に増額し、改定することが適当であると判断しました。

## (3) 意見

議員報酬は、議員活動への対価である。町民は、議員の行動によって、町の福祉や経済が発展することを期待している。議員は、その期待に応えるよう努力し、活動をしていただきたい。

委員からの上記意見について、町当局及び議会に対して伝達をお願いします。